

液石法改正に関する自己適合宣言

2025年4月1日

株式会社 協同サービス

日向市大字財光寺字松立 1489 番地

お客様がお使いの LP ガスに関する法律（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則）の一部が改正されました。

協同サービスは、今般公布された省令を遵守し、LP ガス事業を中心とした様々なサービスの提供に努めお客様満足を最大化していきます。

改正内容

1. 過大な営業行為の制限

LP ガス事業者が、不動産、建築関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため下記の措置を講じる。

- ① 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- ② 消費者が事業者選択を阻害する恐れのある、LP ガス事業者切替を制限するような条件付き契約締結等の禁止

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外だし表示・計上の禁止）

消費者に不透明な形で、LP ガスとは関係ない費用等が LP ガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため下記の措置を講じる。

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制の徹底
- ② エアコンやインターホン、Wi-Fi 機器等 LP ガス消費と関係ない設備費用の LP ガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向け LP ガス料金においては LP ガス器具等の設備費用についても計上禁止

3. LP ガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上 LP ガス事業者を変更できない実態を踏まえ、入居前に LP ガス料金等の情報を入手できる様下記の措置を講じる。

- ① 入居希望者への LP ガス料金事前提示（不動産会社、オーナーから提示）
- ② 入居希望者から LP ガス事業者に対し情報提供の要請があった場合、それに応ずることとするを義務付けします。